

大阪府福祉のまちづくり条例の改正（概要）

住宅まちづくり部建築指導室建築企画課

■改正の理由

障がい者や高齢者をはじめ、すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、大阪府では平成5年に「大阪府福祉のまちづくり条例（以下、「条例」という。）」を全国に先駆けて制定し、その後、時代の変化や府民の要請に的確に応えるべく改正を行ってきた。

現在の条例の規定は、平成21年の条例の位置づけを高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）によるものとするなど、所要の改正を行ってきたものの、対象施設・基準については、平成15年に大きく見直してから、すでに10年が経過しており、社会情勢の変化から生じる課題に対応するため、条例を改正する。

■改正の内容

(1) 基準適合義務対象用途（自動車修理工場）の見直し【第11条関係】

- ・一般客が利用する施設のみに用途を限定する。

(2) 共同住宅の基準適合義務対象規模の見直し【第12条関係】

- ・基準適合義務対象規模を2,000平方メートル以上または50戸以上から、2,000平方メートル以上または20戸以上に引き下げる。
- ・ただし、2,000平方メートル未満かつ20戸から49戸においては、地上階にある住戸の出入口（地上階に住戸がなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口）までのバリアフリー化のみ求める。

(3) 公衆便所の乳幼児向け設備の適用規模の見直し【第18条関係】

- ・便所における乳幼児向け設備の設置に関し、公衆便所における適用規模を1,000平方メートル以上から50平方メートル以上へ引き下げる。

(4) 共同住宅および寄宿舍等における介護ベッド等の設置規模の見直し【第18条関係】

- ・共同住宅または寄宿舍等における共用便所に対する規定（10,000平方メートル以上に適用する規定に限る。）の適用は一室の床面積が200平方メートル以上の集会室を設ける場合に限定する。

■施行期日

- ・平成27年7月1日

■政策アセスメント・関係自治体の調整等

- ・パブリックコメント実施中（平成26年10月1日から同年10月31日まで）
- ・建築物の建築等に関する申請及び確認（建築基準法第6条）に関する事務をつかさどる建築主事を置く市（特定行政庁）と、上記の内容、施行期日等について協議済み